


所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市保育の実施に関する条例を廃止する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 趣旨					
<p>「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月1日から実施されることになり、児童福祉法が改正された。これまで「保育の実施基準」は法により、条例で規定することが求められていたが、法改正により、条例で規定する必要性がなくなったことから、本条例を廃止するものである。</p>					
(2) 主な内容					
<p>条例を廃止する。</p>					
(3) 施行日					
<p>平成27年4月1日</p>					
(4) 影響及び効果					
<p>本条例を廃止してもその内容のほとんどが、子ども・子育て支援法施行規則に規定されているため影響はない。また、その他必要事項に関しては、「東大和市子ども・子育て支援法施行細則」として規定する予定である。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>子ども・子育て支援新制度の施行に向け、平成24年8月に児童福祉法の改正（施行日は平成27年4月1日）。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
(1) 平成27年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。